

業務委託特記仕様書

業務名：平成30年度 首里金城の大アカギ樹勢回復業務委託

履行場所：那覇市首里金城町3丁目18、20

履行期間：着手日から平成31年3月29日まで

業務概要：樹勢回復業務 一式

※数量及び調査個所は別途参照

【総則】

第1条 本特記仕様書は、那覇市長（以下、「発注者」という。）が発注する「平成30年度 首里金城の大アカギ樹勢回復業務委託」に適用する。

第2条 本特記仕様書に記載されていない事項は、沖縄県土木建築部制定「設計業務等共通仕様書」による。その場合、「設計業務等共通仕様書」中「沖縄県土木建築部」及び「沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者」をそれぞれ「那覇市市民文化部文化財課」及び「那覇市長」と読み替えるものとする。

第3条 第2条、その他において最新の仕様書、参考図書等があれば、確認の上それらを用いること。

第4条 本特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び設計図に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議した上これを決定する。

第5条 本業務の受注者（以下、「受注者」という。）は契約後、着手日までに着手届、管理技術者、担当技術者届、契約締結後14日以内に業務計画書及び業務工程表を提出しなければならない。

第6条 管理技術者は、シビルコンサルティングマネージャ（RC CM：造園部門）または1級造園施工管理技士の資格保有者とし、樹木に対して十分な知識及び能力のある者とする。

第7条 業務組織計画には、担当技術者等の分担業務分野、具体的な業務内容、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、平成12年4月以降の当該分野における業務の実績、手持業務の状況を明記すること。

- 第8条 「受注者」は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、受注時は契約後、登録内容の変更があった場合は変更があった日、業務が完了したら完了後それぞれ10日以内に、訂正時は適宜、測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)に基づき、「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。なお、「受注者」が公益法人の場合はこの限りではない。
- 第9条 現場調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は「受注者」が責任をもって処理することとする。
- 第10条 本業務において「発注者」が必要とする部分の成果品を期限内においても期限を定めて請求できるものとし、又、「発注者」が必要と認めた場合は、業務内容の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、「発注者」に従わなければならない。
- 第11条 業務完了検査は、原則として履行期間内に行うものとする。
- 第12条 検査の結果、実測及び成果物に不良個所があった場合は、速やかに訂正を行い、再提出すること。
- 第13条 成果品引渡後においても、「受注者」の責に帰すべき誤りについては、「受注者」の負担において、速やかに訂正しなければならない。
- 第14条 「受注者」の責任において、関係者とも十分な調整を行い、見落としのない設計図書を作成する。
- 第15条 「受注者」は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て「発注者」の所有とし、「発注者」の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- 第16条 那覇市は環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001に適合した環境マネジメントシステムの実施と維持に鋭意努力を続けている。このISO14001では、関連業者等の間接的な環境影響に対しても配慮することが求められている。
本業務についても、本市の環境方針を理解のうえ、環境保全に配慮した活動を実施すること。
なお、本業務にあたっては、環境配慮仕様書の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

第17条

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- ①受注者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- ②暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ③暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ④排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

第18条

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- ①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。
- ②受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③受注者は、直近上位発注者に対し、別紙誓約書兼同意書を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。

【樹勢回復業務】

第19条 本業務は、国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」について、次の業務を行うこととする。

首里金城の大アカギ樹勢回復

①準備工

- ・ 土壌改良箇所付近の樹木の剪定・清掃。樹木状況の確認。

②土壌改良工

- ・ 樹木を中心として6～7mの位置に直径30cm程度、深さ80cm程度の縦穴を掘り、堆肥を入れる。
- ・ 縦穴は樹木1本当たり20箇所とし、合計100箇所とする。

③報告書の作成

- ・ 回復業務実施後の所見を含めた報告書の作成。

※樹木医の指導の基、実施するものとする。

※土壌改良工に伴い、磁気探査を実施すること。

第20条 本業務では、当該箇所の特性を十分理解した上、利用者及び管理者の立場で将来の維持管理、安全性及び地域環境保全を考え、最大限の効果が得られるように設計する。

第21条 本業務は「発注者」、「受注者」及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行うと同時に関係法令に基づいて、関係官公庁等と事前協議を行い、設計条件に影響する事項を確認してから実施すること。この場合、協議の内容について議事録を作成し、発注者に報告すること。

第22条 「受注者」は、本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。又、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を発注者に報告すること。

第23条 管理技術者は、現場業務の立会い及び監督をし、設計の意図する調査等を行い、設計に疎漏のないようにすること。又、細部条件の決定、構造物のおさまり、その他設計上重要な事項については、発注者と打ち合せ、その承認を得ること。

【成果品】

第24条 本業務の成果として、提出するものは次のとおりとする。

- (1) 報告書 : 2部
- (2) 電子納品成果品 : 2部
- (3) 電子データ (CD-R) : 1部
- (4) 各種申請書 : 必要部数
- (5) その他発注者の指示する事項 : 必要部数

※電子データ (CD-R) の提出について

①実施写真、図面について、CDに収めて提出する。

②図面はCADデータを収める。

※報告書及びCADデータの種類は、監督職員の確認を得ること。

第25条 本業務は、電子納品対象業務とする。

- (1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の電子納品に関する手引き（案）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- (4) 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策（最新のバージョン）を実施したうえで提出すること。